

前橋市立石井小学校 令和8年度いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。

(文部科学省)

「児童生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度」を育てること。(群馬県)

「学力とともに、人間力、そして心を育てる教育」を進めると意識すること。(前橋市)

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうるもの」という認識をもつこと。(前橋市)

これをうけ、本校では、

- ①温かで居場所のある学級づくりを行うとともに、児童一人一人に自己有用感を育む教育活動を実施し、いじめの未然防止に努める。
- ②全職員で組織的・計画的に取り組む教育活動を通して、学校全体にいじめを許さない風土をつくる。
- ③保護者や地域と連携しながら児童一人一人の状況をきめ細かく把握し、いじめの早期発見、早期解消に努める。

を基本姿勢とする。

(1) 学校の課題

- ・小規模校のため、人間関係が固定化されている。
- ・各家庭で意識の差がある。
- ・オンラインゲームやSNS等を利用している児童が多く、保護者との約束事が確立していない児童もいる。

(2) 学校としてなすべきこと

①いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・教職員用の指導書等を中心に校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

②教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること

- ・いじめはどの学校でもどの子にもおこりうるという危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめの未然防止に努める。
- ・教職員一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施、聞き取りを行う。また、生徒指導情報交換会を利用し、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・群馬県「いじめ発見のチェックポイント」等を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。

- ・いじめの早期解消に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。
- ③家庭・地域・関係機関との連携を深めること
 - ・本方針を学校通信やHPで公開し、地域への周知を図る。
 - ・いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
 - ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し、協力関係を築く。特に刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。
- ④「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図ること
 - ・5月の「いじめ防止強化月間」において、児童の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ撲滅に向けた取組を行う。
 - ・特別活動の中にいじめ撲滅の活動を位置づける。
- (3) 教職員としてなすべきこと
 - ①いじめを見抜く感性を磨くこと
 - ・教職員の目の届きにくいところで起こることを念頭に、チェック表等を参考にし、教職員自身がいじめを見抜く感性を磨く。
 - ②不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
 - ・児童の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
 - ③「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること
 - ・児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。
 - ④心の居場所づくりに努めること
 - ・児童一人一人が自己肯定感を感じられるように、教職員と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
 - ⑤一人一人の心の理解に努めること
 - ・休み時間や清掃時間も児童と一緒に活動し、児童一人一人に1日に1回は声をかけるように心がける。
 - ⑥いじめは許さないという学級風土をつくること
 - ・道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。
 - ⑦子どもの姿を見つめること
 - ・いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童の欠席日数などで検証したりし、改善点等について検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

①いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体で醸成する。
- ・児童にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

②いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

③いじめを生まないために指導上留意すること

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・学年の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にしたい指導に当たる。

④自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。（総合的な学習等）
- ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。（総合的な学習等）
- ・幼保、小中一貫・連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

⑤児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・代表委員会を中心に、児童自身がいじめの防止を訴える取組を行う。（挨拶運動、縦割活動、人権標語）
- ・児童が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。（ポスター、劇、各委員会の取組等）

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・グループ内でのいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、平日頃より生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

①アンケート

- ・月に1回、アンケートを行い、いじめの実態を把握する。
- ・例年通りのアンケートではなく、教職員や児童の意見を取り入れ、学期や行事に応じたアンケートを設定する。

②教育相談体制

- ・教師と児童の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・電話連絡等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・児童が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・気になる児童の情報を全教職員で共通認識しておく。

③その他

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で児童を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止めさせる。
- ・児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、3ヶ月以上、見守りは継続する。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応する。

- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
 - ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・児童が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・知らなかった児童や傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- (6) ネット上のいじめへの対応
- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
 - ・児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
 - ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

時期	取組内容（・全校児童 ○教職員等 ●その他）
4月	・なかよしアンケート ・異学年交流 ・通学班会議 ○全教職員による「石井小いじめ防止対策基本方針」の共通理解と保護者への公表
5月	・なかよしアンケート ・いじめ防止強化月間 ・情報モラル講習会 ○教育相談 ●富士見地区「のびゆく子どものつどい」
6月	・なかよしアンケート ・いじめ防止の話合い活動（各学級） ●学校運営協議会
7月	・なかよしアンケート ●サポート会議
8月	○校内研修（特別支援に関する研修）
9月	・なかよしアンケート ・通学班会議 ○生徒指導委員会（いじめ防止対策の評価・改善）
10月	・なかよしアンケート ・運動会
11月	・なかよしアンケート ・いじめ防止の話合い活動（各学級） ・教育相談 ・人権集会 ○学校公開日
12月	・なかよしアンケート ・人権集中学習週間 ・学校評価（児童） ・いじめ防止強化月間 ・人権教室 ●学校評価

1月	・なかよしアンケート ○生徒指導委員会（いじめ防止対策の評価・改善）
2月	・なかよしアンケート ・通学班会議 ●学校運営協議会
3月	・なかよしアンケート ・6年生を送る会 ・1年間の振り返り（各学級）

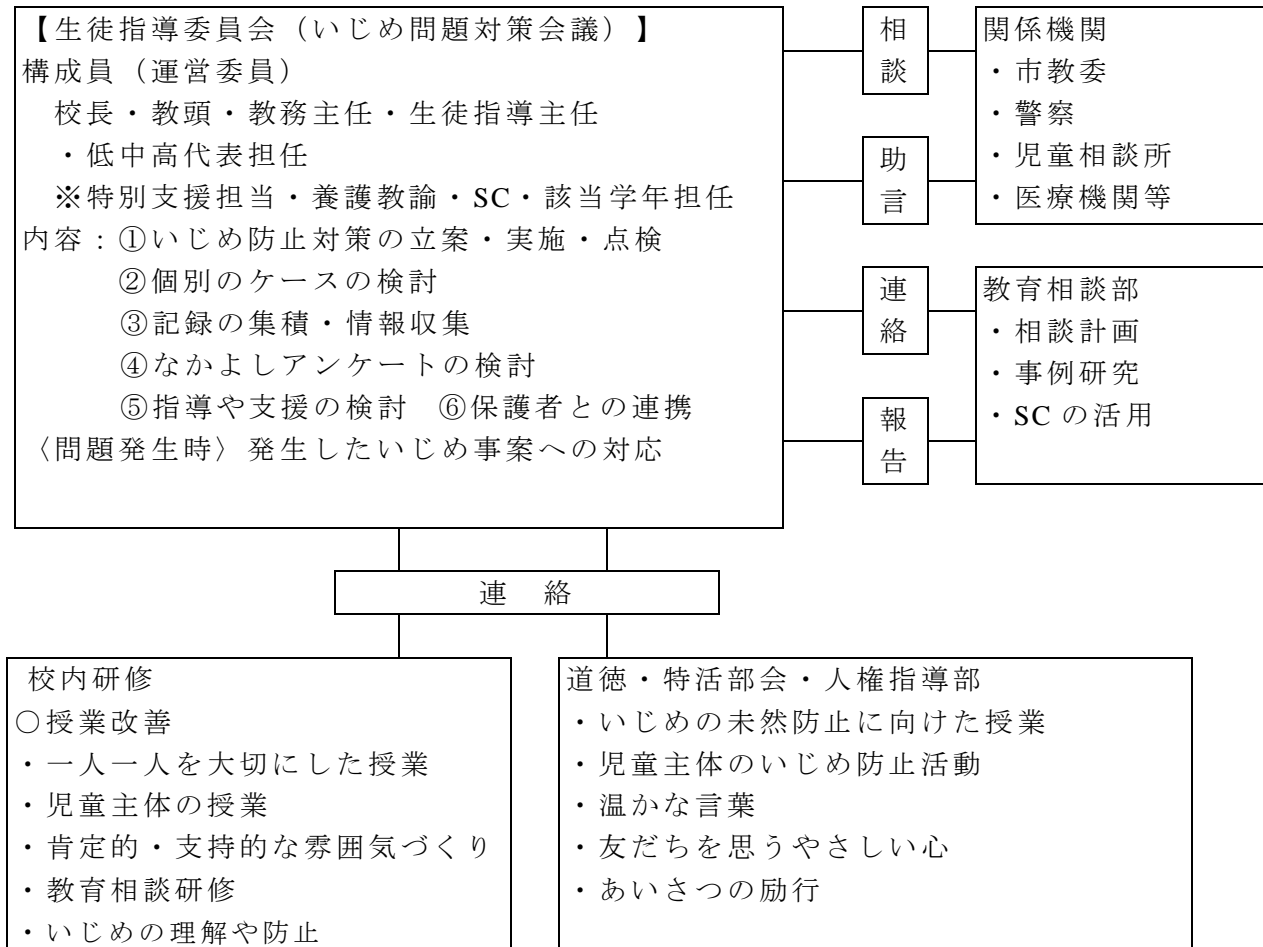
6 いじめ防止等の対策のための組織〈校内いじめ問題対策委員会〉

①校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・全教職員が実態について、正確に把握し、共通理解する。
- ・全教職員が対応の仕方について共通理解し同一歩調をとる中で温かい指導を心がける。
- ・日常的に児童に寄り添った教育活動に心がけ、被害者的な児童を早期に発見できるように努める。
- ・必要に応じて関係諸機関との連携を図る。

②校内いじめ問題対策委員会組織

組織構造図



③校内いじめ問題対応チャート

